金融審第二部会中間報告(平成13年6月)を受けた対応状況

|1.生命保険会社の財務基盤の充実

(1)社員配当ルールの弾力化 (14年3月保険業法施行規則改正)

内部留保の適切な確保を促す観点から、定款で定める配当割合の下限を現行の 80% (生命保険会社。損害保険会社は 60%)から 20% に引下げ。

(2)株式会社化の枠組みの積極的な活用 (15年5月保険業法改正)

株式会社化スキームの積極的な活用を促す観点から、基金の現物出資を可能とするなど、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定を見直し

(3)基金の調達手続の弾力化等 (14年3月事務が行う行)改正)

基金の調達について、調達の時期を総代会決議において定めた時期 (複数の時期を定めることも含む)とすることが可能であること等を明確化。

(4)責任準備金等の充実 将来収支分析の実効性の確保 (14年3月事務がイドライン改正) 責任準備金の積立等に関する将来収支分析の実効性を確保する観点から、行政当局 が保険計理人や経営者から、将来収支分析に関する保険計理人の意見書の内容につい て説明・意見を求め、その適切性を確認する場合の着眼点などを明確化。

2 . 保険契約者からの信頼の向上

- (1)ディスクロージャーの改善 (14年3月保険業法施行規則改正等)
 - ___責任準備金の内容

個人保険及び個人年金の責任準備金について、契約時期別に、その金額と予定利率のレンジの開示等を義務付け。

___ソルベンシーマージンの内訳

ソルベンシーマージン比率について、その分子 分母の内訳の開示を義務付け。

___逆ざやの算出方法の統一化

生命保険会社が自主的に開示してきた逆ざや額について、その開示のルール (算出方法)を生命保険業界において統一化。

- ___代表的な経営指標等のわかりやすい開示
 - 一般の保険契約者向けに、ディスクロージャー誌の冒頭で、代表的な経営指標等をわかりやすく解説するよう、生命保険・損害保険業界において、その対象となる経営指標等を統一化。

(2)総代会制度の充実(14年3月事務がイドライン改正)

総代数

総代数及びその数を適正とする考え方について、ディスクロージャー誌に記載するとともに、毎年の総代会において説明。

___<u>総代</u>の選考方法

総代になることを希望する社員が総代候補者に選出され得る方策の有無を含めた 総代の選考方法に関する考え方について、ディスクロージャー誌に記載するとともに、 毎年の総代会において説明。

___<u>総代の構成</u>

保険種類別、職業別、年齢別、地域別それぞれの総代の構成と社員の構成とをディスクロージャー誌に記載。

総代会 株主総会 への報告 説明事項

保険会社の財務に関する基本的事項について、事業報告書 (営業報告書)への記載事項の追加等により、総代会(株主総会)への説明の充実。

総代会議事録

総代会議事録について、各議決事項に対する主な賛成意見及び反対意見を記載するとともに、ホームページの活用等により開示。

総代会傍聴

傍聴を希望する社員に対する機会の付与、傍聴者に対する総代会の直前又は直後の会社への意見・質問等の機会の付与等。

__契約者懇談会との連携

総代会の後に開催されていた契約者懇談会について、開催時期を総代会の前とし、 契約者懇談会での契約者の意見を総代会に報告。

(3)少数社員権の充実等(14年3月事務がイドライン改正)

___少数社員の意思の反映

契約者懇談会の支社単位等での開催を義務付け

社員の権利義務に関する説明義務

各保険相互会社が保険募集人に対し、保険募集時に、保険契約者に社員としての 権利義務等に関する説明を義務付け。

(4)保険計理人の機能強化 (14年3月日本アクチュアリー会実務基準改正)

__会計監査人との連携

保険計理人の実務基準の見直しに当たって日本公認会計士協会との連携を図ること、保険計理人が将来収支分析で用いた前提について会計監査人が検証すること等について、実務基準におけるルールを明確化。

アクチュアリー会における自律機能の適切な発揮

アクチュアリー会実務基準の見直しについて、毎年保険計理人の意見書の作成に関する調査を行い、実務基準の検証を行うなど、ルールを明確化。

(5)社外取締役の拡充等(15年5月保険業法改正)

委員会等設置相互会社

保険相互会社において、社外取締役等からなる三委員会、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会)及び業務執行を担当する執行役を置く委員会等設置相互会社制度の選択を可能とするよう法整備。

重要財産委員会

保険相互会社において、社外取締役を選任している場合には、重要な財産の処分等を決定する重要財産委員会の設置を可能とするよう法整備。

3 . 多様な保険商品開発の促進

(1)保険商品の審査期間の短縮(14年3月事務がイドライン改正)

定型化された簡易な商品に係る認可申請及び届出について、これらの標準処理期間・ 審査期間を原則として60日に短縮。

<u>(2)企業向け商品の届出制への移行</u> (14年3月保険業法施行規則改正)

未だ認可制となっている保険商品について、保険契約者保護等の観点から問題のない もの、確定拠出年金保険、火災保険等)について、届出制に移行。

4 . 監督手法の整備

(1)中間業務報告書の導入 (15年5月保険業法改正)

業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出することを義務付け。

(2)資産運用規制のあり方の見直し (15年6月保険業法施行規則改正予定)

外貨建保険契約に係る資産の当該外貨建の資産による運用について、外貨建資産の 運用制限の対象から除外。